

Title	副業的・季節的労働者の移動
Sub Title	Seasonal casual labor during inter-war period
Author	西川, 俊作
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.3 (1965. 3) ,p.198(42)- 220(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19650301-0042
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650301-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副業的・季節的労働者の移動

西川俊作

四二（一九八）

開題

大正末年から昭和戦前期にかけて、中央および各地方の職業紹介事務局、ならびに各府県の社会課などの手で、各種の「労働事情調査」が活発におこなわれ、その調査結果はいずれも百頁内外の小冊子として発表されている。調査目的は調査実施機関業務の参考に資するところにあつたわけで、対象とされているのは産業別、地域別、職種別の労働事情——労働の需給状態、労働の移（異）動など労働市場関係のものが多く、他に各労働階層の生活状態等も調査対象となつている。こうした調査研究が流行した背後には、「実務上の進展」「業務上の参考」という理由のほか、それなりの必然的理由があつたことは、想像に難くない。

第一次大戦を境とする重化学工業の急速な成長が熟練職工市場の逼迫をもたらしたことは、よく知られた歴史的事実であつて、労働市場に関する情報が必要とされた理由のひとつをここに求めることができる。さらにその後の激しい不況の到来は多数の失業者群を発

生させ、都市下層社会の生活状態に関する関心を呼びこみ、各地方にあつては、農業恐慌とからみあつて製糸業の衰退が大きく、失職女工群の存在は、紡績業の雇用拡大があつたにもかかわらず、なお構造的な失業問題として把握されねばならなかつたのである。われわれがここに「労働事情調査」と呼ぶ一群の調査は、そういう意味で明治期の「職工事情」の系譜を継いだものと考えられる。

調査方法は概して実地踏査がほとんどで、はじめから（包括的な統計調査として設計されているものは少数である。しかし各報告書に添えられた既存統計のなかにも、現在他で見ることのできない貴重な資料が含まれている。まずわれわれはこのような統計資料の収集を試みなくてはなるまい。それとともに、こうした定量的な資料とならんで、報告書に盛られている定性的な情報の統一的な整理をおこなう必要がある。一般に、調査範囲は比較的限定されていて、事例研究といった色彩が強いし、報告内容も精粗さまざままで区々たる断片的情報が少なくない。だが、それなりにかえて具体的な、当時の労働事情を迫真的に描き出しているのである。

これらの知識は、わが国に《近代的な》賃労働市場がほぼ確立したと思われる大正末期・昭和初期に関するものである。したがつて、労働市場の生成・発展を知るうえに不可欠であるばかりでなく、同時にそのような過程を通じて形成されてきた昨今の労働市場を分析するためにもきわめて有用であろう。周知のとおり、わが国の就業構造は産業別、地域別、職種別、性・年齢別に複雑な構成をもっており、それに準じて賃金の決定機構も傾斜的と呼べる特性を示している。しかし分析に必要な情報は著しく不足しており、戦前

で、読者の御教示を戴ければ幸いである。鈴木文庫の閲覧については、同図書館副館長三好豊太郎氏から多大の便宜を受けた。記して深く感謝する。

一、はしがき

「出稼者調査」「工場監督年報」「労働者募集年報」などに限られて

本稿でとりあげる三点の報告書は、いずれも昭和四年（二—三月）に中央職業紹介事務局から刊行されたもので、農民「副業」としての「季節」出稼に関する調査報告である。

〔1〕「出稼漁夫供給組合調査」（九二頁）

〔2〕「群馬県下に於ける養蚕労働事情」（二〇四頁）

〔3〕「酒造労働事情（労働移動調査第三輯）」（二四六頁）

「出稼者調査」「工場監督年報」「労働者募集年報」などに限られて

調査〔1〕は北海道、樺太等の北洋漁業への東北・北陸各県から出稼漁夫を扱っているが、調査の主題はしかし出稼漁夫そのものよりも、その供給組合の沿革・機能・組織等の実情調査に主眼がおかれている。調査〔2〕は調査地域を群馬県に限って、養蚕労働者の属性・種類、就業・移動状況、給与・待遇等を綿密に調査したものである。調査〔3〕は全国的な視野で杜氏の出身地、就業地、移

現在われわれの知るかぎりでは、百点を越える報告書群がある。^{*} そのなかでこれまであまり利用されぬまま放置されていたなかから、比較的重要と思われるものを選んで再構成してゆくのが、この覚書の目的である。このような覚書が、戦後の労働市場機構、賃金・就業構造への理解を深めるものとなることは、云うまでもないことであろう。

* 「労働事情調査」のコレクションは、慶大産業研究所藤林文庫、労働省図書館鈴木文庫所蔵本によつてゐる。その目録は今後補足を続けてから発表するが、なお未見のものも少なくないと思われるの

このように職種、地域など対象とする範囲は多様だが、季節的出稼の主要職種が選ばれており（たとえば酒造出稼は食品加工出稼の約八割を占めていた）、各地方における副業的出稼の典型が押えられてゐる（また群馬への男子農業出稼の大半は養蚕労働であつたと考えられ

る)。さらに北洋漁業への出稼漁夫は漁撈出稼の圧倒的部分を占め、他には瀬戸内の塩田出稼がわずかあるにすぎない。したがって、これら三調査を一括して吟味することによって、われわれは副業的・季節的移動労働について、統一的な認識を得ることができようし、またその間に存在する個別的特質について理解を深めることができらる。以下では、副業的・季節的出稼労働の実態を、それぞれの職種、地域に即して検討してゆこう。

それとともに、農村労働力の配給機構として形成された出稼漁夫供給組合、杜氏組合(とくに後者)についての記載を整理し、その機能と本質を確認しておく必要があるだろう。なぜなら、募集人・周旋員などを中心とする「古典的」募集制度による農村労働力の「駆り出し」から、職業紹介所網の体系的運用による農村労働力の「職業紹介所」配給へという、労働市場組織の展開過程において、供給組合は「古典的」募集制度の「矯正」と職業安定所組織の「外郭」として当時の労働市場の制度的特徴を形成していたからである。

* 当時の季節的出稼の概要については、中央職業紹介事務局「昭和三年中に於ける道府県外出稼者に関する調査概要(労働移動調査第五輯)」(昭和五年三月)参照。

* * この間の制度的展開については、渡辺信一「日本農村人口論」南郊社(昭和十三年)、第四編第三章「農村労働力の配給機構再編成への出発」を参照。

には、幾分か重複勘定分があることは、避けられないだろう。

しかしいづれにせよ、昭和初頭四万名ほどの北洋漁撈出稼者が、劣悪な条件のもとで過激な業務に従事していたことに変わりはない。

* 中央職業紹介事務局「昭和三年……出稼者調査」七六一八四頁。

二・二 募集方法、供給組合および資金

募集方法は大別すると、次の四通りになる。①漁場経営者またはその代理人募集、②船頭委託募集、③営利紹介業者委託、④供給組合からの供給、これである。①は募集主または募集従事者によるもので、これに伴う弊害に対して、青森県は「漁夫募集取締規則」(大正二四年発令)富山県は「出稼漁夫取締規則」(大正七年発令)、また秋田県は「労働者募集取締規則」によって規制を加えている。口入れ屋、桂庵等による③の場合も、このような取締令のあるところでは、かれらは、募集従事者としてその規制をうけた。ただ実際問題としては、北洋漁撈では船頭を中心とする所定数の下船頭、漁夫、雑夫が付随して一団となって出稼するのがふつうであるから、①、③の募集従事者は供給地において、船頭に託して募集をおこなうのが通例で、したがって①、③にくらべると、②はインフォーマルな方法と云えるだろう。そして後にみるとおり、酒造出稼者が杜氏を中心に募集されてゆくと、まったく同様であることに留意しておきたい(§4・2参照)。

しかしこれらの取締規則では、「雇主の募集競争より生ずる募集費の増加、ひいてはその増加の結果たる賃金低下等の雇備条件の劣

副業的・季節的労働者の移動

二、「出稼漁夫」労働事情

二・一 北洋漁業への出稼漁夫

調査(1)によれば、昭和二年度中の北海道、青森、秋田、岩手、富山——主要供給県——からの出稼漁夫数は約四万名で、その大半は北海道(ニシン)、千島、樺太、択捉等の北洋漁業出稼者によって占められている(表2・1)。年度は一年ずつ異なるが、昭和三年度中の漁撈出稼(男子)は六・二万名であるから、ごくおおまかに見積れば、当時総数の(2/3)程が北海道、東北、北陸からの北洋漁業への出稼であったと思われる。ただしここで、北海道、岩手については供給総数がとられているけれども、青森・秋田は供給組合経由の供給数だし(だが両県とも組合普及度が高い)、富山も(県下主要供給地の一組合分なので、細かくみればこの比率はもっと上昇するかもしれない。加えて石川、新潟の北陸二県が洩れているので、さらに北洋の漁撈出稼の比重は高いと考えるべきだろう)。

船頭、下船頭、漁夫、雑夫の職種別では(表2・1)、漁夫が約三万名余を数え支配的で、残る二万名足らずのうち半数余は雑夫によって占められ、船頭、下船頭はあわせても三千名に満たない。云いかえれば、出稼漁夫の大部分は漁夫雑夫よりなり、熟練技能者である船頭の割合は割をこえないのが、常態であった。なお魚種、漁場によって出稼期が異なるので三月中旬から六月下旬まで北海道で働き、次いで沿海州等の露領(五月-九月)に出稼する者が「相当多様である」(二二頁)と記されている。そこで前記の四万名のなか

悪の点に何等の考慮がなされていない(二六頁)ので、「出稼漁夫が互助の精神により組合を作り、全国的の労働需給関係の調節機関たる職業紹介機関と聯絡提携して、従来の不統一なる労働需給を組織化し、一方雇主に於ける募集費の負担を軽減せしめ、ひいて雇備条件の向上を計ると共に他方出稼者に於ける二重契約、不参等弊弊を防止せん事を目的として(傍点-西川)(二六頁)、④の方法が普及することとなった。これら組合はさまざまの名称をもっているが、大体は市町村単位で区域内出稼漁夫をその組合員とし、団体紹介をおこなうのが通例である。「法規上に於ては何等認められたるものではないが、事実上、職業紹介所の機能を代行するものであって、職業紹介機関の全国的普及までの過渡的機関と見るのが至当であらう(傍点-西川)(二七頁)。

こうして出稼漁夫供給組合の主たる事業は供給事業にあったわけである。(女工保護供給組合に次いで)農村労働力の配給機構として重要な役割を果たした。「職業紹介法」の施行は大正一三年に遡り、その後政府の助成政策として新しい軌道を進んだのだけれども、その基本的関心は都市における失業者の保護にあり、都市職業紹介所の発展が中心であった。これに反し農村職業紹介所は上記法規の規程にかなわず、たとえば長野県にあつては二〇〇余に及んでいた県下紹介所中で施行後残存したのは長野、松本、上田の三市立職業紹介所にすぎないというほどの打撃を受けた。農村職業紹介所の再建は昭和二年頃よりその端緒が認められることとなったが、その間供給組合の供給事業が欠けていた環の代行を果していたと考えられる。

(大正 15 年度)

表 2・2 (イ) 出稼漁夫供給組合数および供給人員**

府 県 名	組 合 数	供 給 人 員				計	一組合当り 供 給 数
		船 頭	下 船 頭	漁 夫	雑 夫		
北海道	24	59	85	1,953	69	2,163	90.1
青森県	110	355	356	11,408	1,294	13,413	121.9
秋田県	69	149	251	4,225	2,174	6,799	98.5
富山県	1	280	220	1,501	280	2,281	2,281.0
岩手県	1*	21	13	374	10	418	418.0
合 計	205	864	925	19,461	3,824	25,074	122.3

* 本組合は上述の如く供給事業を行へるにはあらざるを以て供給数とは云へざるもその組合員たる募集員の取扱数ならん。

** 調査〔1〕, p. 39.

(昭和 2 年度)

表 2・2 (ロ) 出稼漁夫供給組合および供給人員*

府 県 名	組 合 数	供 給 人 員				計	一組合当り 供 給 数
		船 頭	下 船 頭	漁 夫	雑 夫		
北海道	32	150	192	6,164	183	6,689	209.0
青森県	112	343	397	12,368	1,825	14,933	133.3
秋田県	72	125	212	3,555	2,318	6,210	86.3
富山県	1	321	262	2,111	361	3,055	1,254.5
岩手県	1	22	15	401	12	450	450.0
合 計	218	961	1,078	24,599	4,699	31,337	143.7

* 調査〔1〕, p. 40.

また農村職業紹介所の確立後においても、「地元の取
纏めは事実上保護組合が行って職業紹介所が之れを外
へ取次ぐというのが実情」で、「職業紹介所は保護組
合をその活動に不可欠な細胞的基底として存立し、後
者は前者に於て中間的統制機関を獲得したという関係
に在るのであって、出稼労働力の配給上に於ける保護
組合の実効力は尚強大なるものがある」*したがって、
出稼漁夫供給組合なども「全く市町村管たるが如き観
を呈し居り未だ組合員の自覚乏しく団結としての力は
未だ之を認むる事を得ない」(二四頁)と云われてい
る。

組合の組織、機能、運営については北海道「鯨漁業
労働者紹介要領」、青森県「県外出稼者組合規則」(大
正一四年)、秋田県「出稼者供給組合規約準則」など
によって規制、もしくは指導が与えられていた。昭和二
年当時の供給組合数(二二八)および供給取扱数(三
一、三三七)は表2・2(ロ)のとおりで、総出稼者四万名
中、三万余名が供給組合を通じて就業している。表2・
2(イ)は大正一五年に関する同様の統計表である。組合
所要経費は幹旋による手数料収入によりまかなわれる
のがふつうで、その支出は役員・事務員手当、旅費・
通信費、会議費、視察費によって占められている。な
お郡、県の供給組合联合会では加盟組合の負担金、県補

助金が収入源となつてゐる。以上をもつてしても、これら供給組合
が「過渡的」配給機構であることは、はつきりしている。ただし、
富山県下新川郡出漁団はやや例外で、「明治二〇年以降沿海薄漁と
共に漁村の人口過剰の結果多年北海道、樺太、勘察加方面を主とし
て、出稼する漁夫数千名に達し其取得金を以て漁家生計を支持する
の状況を呈しつつあったが」(二四頁)、二重契約、賭博等の弊害除
去のため結成されたもので、「事実上如何なる点まで実行せられて
ゐるかは疑問であるが」(二六頁)、漁具の共同購入、漁獲の販売幹
旋もおこなわれた旨報告されている。下新川郡出漁団の収入は団員
負担金及び県費補助金により、供給手数料は徴収していない。
最後に出稼漁夫の「賃金は、漁業の種類、出稼地の遠近、職能、稼
働期間の長短等により異なる」(八頁)(紙幅の都合で全部引用を許さ
れないが)、主要供給県毎に出稼先別、漁種別、職種別の「普通取得
高」表が利用可能である(四一―四五頁)。表2・3はその昭和三年
分だが、右の統計の要約とみることができよう。ただ付け加えてお
くべきことは、賃金前渡の風習であつて、契約賃金の八割―九割五
分を最高として、契約成立時と出発時に前貸するのが通例となつて
いる。この前渡金と云い、またさきの船頭委託募集と云い、実際の
就業状態は供給組合の隆盛にもかかわらず、旧来のままであつて、
「組合員の団結力殆どなきため組合は全く無力である。故に現在行
はれてゐる賃金協定の如きも結局一の形式と化し、その実効を挙げ
るを得ない」供給組合を「労働組合と同一視すべきではないかも知
れないが、雇傭主被傭者間に於て一種の協定が行はれる以上之が実

副業的・季節的労働者の移動

表 2・3 出稼漁夫の出稼日数および所得*

(昭和 3 年)

出 稼 先	漁 業 種 類	出稼日数	一 期 間 の 普 通 取 得 高			
			船 頭	下 船 頭	漁 夫	雑 夫
北海道	鯨、鱈	日 約 120	円 250-300	円 150-220	円 80-200	円 60-120
		日 約 90	円 180-200	円 130-150	円 90-100	円 70
樺 太	鯨、鱈	日 100-120	円 250-360	円 170-270	円 110-200	円 90-160
		日 約 120	円 250-360	円 170-270	円 110-200	円 90-160
露 力 ム サ ッ 領 力	鯨、鱈、蟹	日 100-150	円 300-400	円 200-250	円 120-200	円 100
		日 120-150	円 600	円 550	円 500	円 200
沿 海 州	鯨、鱈、蟹、製造	日 140-180	円 350	円 250-300	円 120-150	円 110-130
		日 約 150	円 350	円 250-300	円 120-150	円 370

* 調査〔1〕 pp. 10-11.

効をあらしめるため
には団結力による
か、法律上の保護に
依る外はないのであ
る」(六四頁)。他方
出稼漁夫供給組合は
あきらかに「製糸女
工の供給を目的とし
て存在した女工供給
組合を模倣したもの
と考へられる」が、
自然発生的な女工組合
と異り、「明かに公
設職業紹介の一機能
を分担するものとし
て設立され」「関係
当局の幹旋により迅
速に普及し今や供給
地の殆ど総てに設置
を見るに至りその供
給取扱成績も統計上
に於ては相当見るべ
きものがあるが如き観

表 3・3 昭和3年春蚕雇用者数分布*

都 市 名	養 蚕 戸 数	従 事 者 数	被 用 者 数		
			男	女	計
勢 多 郡	10,457	46,172	4,424	3,144	7,568
群 馬 郡	11,834	54,444	3,615	3,848	7,463
多 野 郡	7,222	29,841	1,508	1,390	2,898
北 甘 楽 郡	8,036	34,037	974	1,053	2,027
碓 氷 郡	5,630	24,628	2,019	2,172	4,191
吾 妻 郡	4,403	18,347	649	833	1,482
利 根 郡	6,039	25,855	3,007	2,045	5,052
佐 渡 郡	7,251	32,752	1,791	1,565	3,356
新 田 郡	6,529	27,337	307	262	569
山 田 郡	2,484	10,203	948	795	1,743
邑 楽 郡	4,247	21,734	40	38	78
前 橋 市	235	925	1,197	1,030	2,227
高 崎 市	775	3,080	120	215	335
桐 生 市	53	177	869	984	1,853
合 計	57,195	329,532	21,182	19,051	40,233
			△ 1,202	△ 1,137	△ 2,338

(△印は前季より引続き雇用された者の数を示す) * 調査〔2〕pp.38-37.

表 3・4 昭和3年春蚕経営規模別養蚕戸数および被用者数*

区 分	掃立蠶量別	蠶量					計
		8匁未	8匁以上 20匁未満	20匁以上 40匁未満	40匁以上 60匁未満	60匁以上	
養 蚕 戸 数	実 数	21,294人	32,993	15,649	4,389	870	75,195
	比 率	28.3%	43.9	20.8	5.8	1.2	100.0
被 用 者 数	男	1,613人	7,514	2,287	3,321	1,447	21,182
		△ 60	△ 383	△ 385	△ 276	△ 97	△ 1,301
	女	1,344人	6,539	6,695	3,154	1,319	19,051
		△ 58	△ 345	△ 400	△ 262	△ 73	△ 1,137
	計	2,957人	14,053	13,982	6,475	2,566	40,233
	実 数	△ 118	△ 728	△ 785	△ 537	△ 170	△ 2,338
	比 率	7.3%	34.9	34.7	16.1	6.9	100.0%
一戸当り平均被用者数		0.1人	0.4	0.9	1.5	3.2	0.5

(△印は前季より引続きの雇用者数を示す) * 調査〔2〕pp.44-45.

副業的・季節的労働者の移動

五一(二〇七)

表 3・1 主要養蚕県の蚕種掃立枚数および養蚕戸数* (昭和2年度)

1	長野県	2,373,607枚 (154,683戸)
2	群馬県	1,333,642枚 (77,654戸)
3	埼玉県	1,179,382枚 (110,841戸)
4	愛知県	1,138,123枚 (99,135戸)
5	岐阜県	830,055枚 (98,822戸)
6	山梨県	764,779枚 (58,744戸)
7	福島県	735,666枚 (93,153戸)
8	茨城県	644,342枚 (62,376戸)
9	三重県	578,437枚 (66,292戸)

* 調査〔2〕pp.15-16.

を呈しているが、各組合は独立に供給事業を営み需給地間の連絡は皆無であるため、「雇傭主又は代理人は組合設置以前と同様、募集のため供給地に来るを要し、従って募集費は殆ど軽減されず、否寧ろ供給手数料を加ふるに至ったと考へられる」(二三頁)。

* 内務省「労働者募集取締令」とはほぼおなじである。なお以下の法令、規則等は報告書〔1〕の末尾付録に収められている。

** 渡辺信一、前掲書。なお女工保護供給組合については、中央職業紹介事務局「女工供給(保護)組合調査」(昭和三年一月)参照。

*** 女工組合の場合は保護事業も多く組合費を徴収するものが多いが、漁夫組合では供給事業だけなので、手数料収入で剰余金を残している。

三、「養蚕労働事情」

三・一 群馬県下の養蚕業

表 3・2 群馬県内養蚕戸数および従業者数* (昭和3年)

区 分	春 蚕		区 分	春 蚕	
	養蚕戸数	従業者数		養蚕戸数	従業者数
勢 多 郡	10,457	46,172	新 田 郡	6,529	27,337
群 馬 郡	11,834	54,444	山 田 郡	2,484	10,203
多 野 郡	7,222	29,841	邑 楽 郡	4,247	21,734
北 甘 楽 郡	8,036	34,037	前 橋 市	235	925
碓 氷 郡	6,304	24,628	高 崎 市	775	3,080
吾 妻 郡	4,403	18,347	桐 生 市	53	177
利 根 郡	6,039	25,855	合 計	75,195	329,532
佐 渡 郡	7,251	32,752			

* 調査〔2〕p.26.

群馬県が屈指の養蚕県であったことは表3・1にみるとおりで、蚕種掃立枚数でみれば長野県に次いで全国二位を占めていた。農家戸数は埼玉、愛知両県をはかに下廻るっているが、一戸当り掃立枚数よりすれば若干ながら長野県さえも凌駕している。昭和二年における県内市郡別の養蚕戸数と従業者数は表3・2のとおりで、前橋市、高崎市を中心とする南西部の群馬、勢多、多野、佐渡、北甘楽郡が養蚕地帯を形成している。従業者数でみれば同年中、春

五〇(二〇六)

蚕において最大の規模に達し、三二万名を数えている。だがのちに
見るとおり、これら就業者の大部分は養蚕農家の家族労働者であっ
て、この節における主題の被用労働者は約一〇パーセントを占め
るに留まる。

表3・3は昭和三年春蚕季における戸数、就業者および被用者の
市郡別一覽であつて、総就業者(三三万名)中被用者は約四万名とな
つてゐる。男女構成はほぼ拮抗し幾分男子労働者が多いけれども、
前季(昭和二年秋、晩秋蚕)ではむしろ逆に女子労働者が多く逆転
してゐる。しかしいずれにせよその開きは僅少で全体としてはほぼ
半々とみていいだろう。前季からの継続被用者は、(昭和三年春蚕で
は)約五〇程度で大方の養蚕労働者が季節的労働者であることを雄
弁に物語っている。

ところで総数にして二千名あまりのこれら継続被用者数は前季に
おいてもほぼ同数なので——もつともその比重は分母となる被用者
総数が小さいので、一〇〇余に上昇している——かなり安定的・継
続的に雇用されているものと思われ。いま養蚕の規模を掃立の蟻
量に従つて区分し、規模別の戸数、就業者数、被用者数をみれば、
表3・4のようになる。一戸当り平均被用者数が経営規模とともに
増加するのは当然だが、蟻量四〇匁を境として継続被用者の割合が
大規模経営(一〇〇見当)、小規模経営(五〇前後)という具合に変化
しているのは注目値する。

三・二 養蚕労働者の種類と就業経路

表3・6 就業経路別養蚕労働者数および構成比*

出身地	前年又は前期に雇は れた労働者ニテ就職 セル者			直接交渉ニ依リ就職 セル者			周旋業者ノ斡旋ニ依 リ就職セル者			被用者ノ紹介ニ依リ 就職セル者			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
内 比	14,402	15,910	30,312	11,476	12,345	23,821	5,396	5,428	10,824	2,403	2,779	5,182	33,677	36,462	70,139
外 比	5,165	591	1,761	376	190	566	1,389	1,057	2,446	315	135	450	3,245	31,978	5,223
合 計	19,567	16,506	36,073	12,852	12,535	25,387	6,785	6,485	13,270	2,717	2,914	5,631	39,922	38,440	78,362
	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	比
	52.9	48.5	43.2	37.6	34.0	34.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8

* 調査〔2〕, p. 56.

いさし詳細く事情をみれば、養蚕業の大規模化に伴つて、「過
小養蚕家は品質に於ても、価格に於ても、之れ「大規模養蚕家—西
川」と競争し得ず、従つて却つて副業的に賃労働者化する。斯く
して養蚕地附近の過小農家は其の子弟を労働者として附近の養蚕家
に雇せしめ又中等程度の農家にも、水田を所有し自家にて養蚕
を営む程の余力なきものは次、三男又は未婚の婦女子を期間傭とす
る」「又小作にして其の耕作地十分ならざる極貧農及村落地に於て
小規模の商業等に従事するものは寧ろ一家を挙げて雇備されること
がある」(五三頁)さらに注目すべき事実は、「島村の如き特に養蚕
盛んなる地方に於ては、農家は貧富に却らず其の女子一七、八歳よ
り養蚕期間傭となし、婚資を得ると共に労働の修練となす風俗を伝
へてゐる。而して之は其の嫁入せる後も婚家の経済如何によりては
尚二、三年即ち子供の出来る迄は雇備されてゐる(傍点—西川)」(五
三頁)。

副業的・季節的労働者の移動

表3・5 性別雇用形態(期間)別養蚕労働者数*

性別	労働種別			合 計
	日 雇	期間雇	年 雇	
実 数	8,454	10,264	1,263	19,981
男 女 計	7,323	9,882	709	17,914
比 率	41.6%	53.2	5.2	100.0

* 調査〔2〕 pp. 48—49.

雇用期間別に養蚕労働者を区分する
と表3・5のようになる。日雇および
期間雇をあわせると九五%に達し、年
雇はわずか五・二%にすぎない。前季
の状態をみても期間雇が中心的で、や
はり五三・二%のウエイトを占めてい
るが、これは第一に養蚕そのものが季
節的な仕事であること、第二には適当
期間中責任を負荷しないと全養蚕が危
険になるといった特殊事情によるもの
と、云われている。

これら養蚕労働者は大別すると、(1)
「附近より来りて雇備され又元へ帰
る貧困者」、(2)「遠距離の地より移動
し来りて作業終れば再び職を求めて去
る移動漂泊者の二種」(五二頁)となる。島村、剛志村、前橋市、境
町の実情を総合してみると、上記二種類の労働者の家計、経済状態
は次のとおりである。まず「附近より供給せらるる」労働者は、(A)
日雇——「没落せる附近極小養蚕家の子弟」、小農・自作農等の極
貧者およびその妻、(B)期間雇——小農および自家養蚕を営まざる農
家二、三男と未婚女子、小農・小商家の家族、(C)年雇——極小農家
の戸主の叔甥、「村民と親戚関係にあり養蚕乃至商業に経験を有し
て爾の外交を主とするもの(金種製造家を主とする)」(五三頁)。

このように云わば安定的な労働力給源とともに、一時的集中的な
労働力が必要とする養蚕業にとっては、「仮令労働は一時的に苛烈
なり共労働又之に伴ふとすれば、経済的に困窮せる労働者は身の都
市にあると農村にあるを問はず遠く山河を越えて漂泊し来る」漂
泊的「移動労働者は欠かせない」。「尚純粹の「漂泊者」以外単に季
節的に略々一定の地理的移動を行ふ、早場の養蚕地にありて自家養
蚕を終はりたる小養蚕家の男女子弟及養蚕を行はざる地方の農村勞
働者等の「季節的移動者」がある(傍点—西川)」(五四頁)。そのう
ち、(A)日雇——は、純粹の漂泊者で職を求めて転々とし「偶然附近
に來りて人の噂等によりて個々別々に來訪するもの」、(B)期間雇——
は、早場養蚕地の貧農出身者、養蚕を行なわぬ遠隔地農民、(C)年
雇——は、ごく少数で農家次、三男を主とするが、既に日傭労働者
雑役人夫等として出稼していたものによつて占められている。
就業経路も右の二種類ではおのずから異なる。すなわち「第一種の

表 3・8 養蚕労働者の帰趨状況*

性別	養蚕終了後帰郷セル者		養蚕終了後他地へ出稼セル者		養蚕終了後モロ主ノ家ニ止マル者		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
男	28,741	77.84	5,093	13.79	3,088	8.36	36,922	100.0
女	32,777	85.27	3,580	9.31	2,083	5.42	38,440	100.0
計	61,518	81.63	8,673	11.51	5,171	6.86	75,362	100.0

* 調査〔2〕, p. 89.

副業的・季節的労働者の移動

度——中における延べ出稼者数であつて、三期出稼者は三人と勘定されていることに留意したい。県内で出稼者が最大なのは群馬郡（一四、九一八人）、勢多郡（一三、二二三）、続いて佐波、利根、碓氷の各郡である。また県外では周辺の栃木県（一、九五六）、埼玉（一、七二六）が最大で、以下新潟、福島、長野、茨城県である。出身地・被用地別の移動状況は極めて面白い移動図を示してゐるのであるが（八七頁）、その表示、叙述は割愛されている（のが、惜しまれる）。所掲の統計では、被用者の多い県内地域では出稼者も多いということ、および県外よりの出稼者は周辺各県と北陸・東北の各地が支配的であること、しか判明しない。

養蚕労働は一時的集中的な作業を必要とするので、かなり激烈な業務であるため、出稼者の年齢は二〇歳—四〇歳に限られる。総数七・五万名のうち五三・六％はこの年齢層に属し、一六歳以下五・一％、一六歳—二〇歳二三％、四〇歳—五〇歳一四％、五〇歳以上四％となつてゐる。県内・外出身者をくらべると、二〇歳—四〇歳の県内出身者は相対的にややすくないが、「是れ性別に見て県内は女子の方多数なるが故に若きもの割合多く、県外は之に反せるが故に割合高年齢者多数となれるに相違ない」（九〇頁）。「配偶者の有無は略年齢と併行すべく」、県外五〇対五〇、県内五二・一対四七・九（％）の割合である（前者が無配偶）。さて、このようにして各地より集合してきた労働者は、比較的短時日のもの——業務終了後は、どのような経路をたどつて帰趨するか、表3・8がその一覽表である。これによると八二％は即刻帰郷するので、「群馬県への出稼労働者が副業的」（八八頁）であることがわかる。また他地へ引続き出稼を続けるものはほぼ一二％であつて、これは「副業的出稼の『不定備労働』たる意味を既に通り越して寧ろ『漂泊労働者』となり以後絶えざる失業の恐脅におびやかされつつ巡回を続けるのではあるまいか」（八八頁）と推測されている。こうした推測の当否はこの調査結果だけからは、判定ができない。なお、男女別では女子の方が帰郷者が相対的に多いことは、いわば当然の帰結である。

昭和二年初、晩秋蚕、三年春蚕期の被用者全体の平均賃金はほぼ、日雇住込で男子日給一・五円、同女子一・〇円、通勤で男子日給一・二円、女子一・〇円（ただし最盛時住込）、年雇住込で男子年額二五〇円、女子二二〇円と見積られ、おおむね農作賃金とおなじである。ただし養蚕作業は本来季節的に繁閑が著しいので、賃金の

五五 (一一一)

動速度が迅速である点に留意したいと思う。

三・三 移動状況と待遇・給与

この調査によれば、群馬県への養蚕出稼労働者は表3・7にみる通り、総数で約七・五万人である。そのうち県内出身が五・七万と大半を占め、県外出身者は〇・五万余にすぎない。この数字は、昭和二年初秋蚕、同晩秋蚕、および昭和三年春蚕の三期——養蚕年

表 3・7 出身地別養蚕労働者数*

出身地	人数	出身地	人数
勢多郡	13,213人	碓氷郡	5,617人
多野郡	14,918	水妻郡	3,994
群馬郡	3,681	根根郡	5,899
甘楽郡	3,962	利根郡	7,103
北甘田郡	4,085	佐高郡	716
新田郡	3,977	高桐市	80
山田郡	3,217	内合	57,539
邑前市	517		
埼玉郡	1,716	山梨県	2
玉瀧郡	905	静岡県	3
新木郡	1,956	分田郡	3
城野郡	109	田知郡	1
茨城郡	154	秋田県	2
福島県	173	愛宮郡	45
山梨県	17	熊鹿郡	1
山梨県	58	朝鹿郡	44
山梨県	4	外合	5,223
山梨県	35	総計	75,362
山梨県	4		

* 調査〔2〕, pp. 80—81.

五四 (一一〇)

附近地方にありて副業的に之を営むものの就職方法は最も簡単にして自ら進んで雇主と直接交渉をなし、又は前年雇された関係をたどりて求職し、待遇も其の時々普通賃銀を更に他家の振り合ひによりて正して雇はるる。他方「遠く県外より来るものは、(1)農家の子弟の季節的に移動し来れるものは前年又は前季の雇主をたどり行き、又(2)漂泊労働者は周旋業者の手を経て雇せらるる「傍点—西川」(五六頁)。表3・6は県内外の出身別に、就業経路をみたものだが、この数字と右の概要から、労働者種類と就業経路とが相互によく対応していることが、わかる。

なお、ここで周旋業者とあるのは、いわゆる営利職業紹介業者で、昭和三年現在群馬県下では総計一八、そのうち市部所在のもの八で——これは戸内使用人のみしか扱っていない——、残る一〇六はすべて郡部に所在し、県外労働者の半数、県内労働者の一五％を取扱っている。しかしその大半（九五）は兼業者であつて、公営紹介所の設立とともに雲散霧消したと、既述のとおりである。

* 漂泊的労働者のうち多くの者は、気候による養蚕時期のずれを利用して、一—二週間程度の滞在で、次々と養蚕家を変えるのがつねであつたが、その漂泊的移動の範囲は次のようであつたという。すなわち、「まず、群馬県東部の佐波郡あたりに集まつて動き出し、西に向つて碓氷郡、北甘楽郡、多野郡、あるいは埼玉秩父郡などをぬけて峠をこえ、長野県佐久・小県地方に入り、さらに山をこえて諏訪・松本方面に移動して」いた（岩波書店編集部「日本の地理」3・関東編、昭和三六年、一九九—二〇〇頁）。われわれはその移

月別変動は比較的激しい。県内養蚕の中心地鳥村の事例では、六月五日～七月五日が一・三円、その後各一ヵ月が一・一～一・二円となっており、二月～四月、八月～一〇月が一・八～一・九円、十一月～一月一〇・五～一〇・六円と大きな格差が認められている(ただし、以上の数字は日雇の上、中、下のうち上の部であるが、中および下の部の季節変化はおおむねこれに準じている)。この数年は、鳥村における春蚕掃立前、労資協議会が準備した標準相場よりとったもので、「給与に関しては県下各村の村農会に於て養蚕春蚕に入る前一般農業労働者の賃金と合せて之を定め大体それに従」(九八頁)うのが、ふつうであった。この「労資協議会」の構成メンバーは、村長、農会長、村内七区の代表雇用主一〇名、部屋頭四名から成っている。ここで「部屋頭」とは村内の周旋業者であって、営利職業紹介取締令の実施以前労働者はまず口入業者宅(二階)の寄宿に落ちつく風があったときの名残りといわれている。昼夜をわかれた作業の性質と、特定の寝室等を準備している雇用主はまれで、蚕の間に家族ともども眠り、寝具なども共同使用がふつうであった。食事も粗末で、夜勤手当の支払もむろんなかったわけ、待遇は劣悪であったが、ただし深夜に間食として食事をしたり、茶菓子も出ていたので、早朝「五時より十二時迄の筋肉労働は能率と合理化に寸時も暇なき工場のそれと比較してはならない。現に鳥村に於て最盛時には飯毎に男子に其の茶碗に一杯位宛酒を供してゐる程である」(九八頁)と報告書は述べているが、われわれはこのような判断の当否をあげつらう資料をもたない。むしろここで肝要な事実は、養蚕

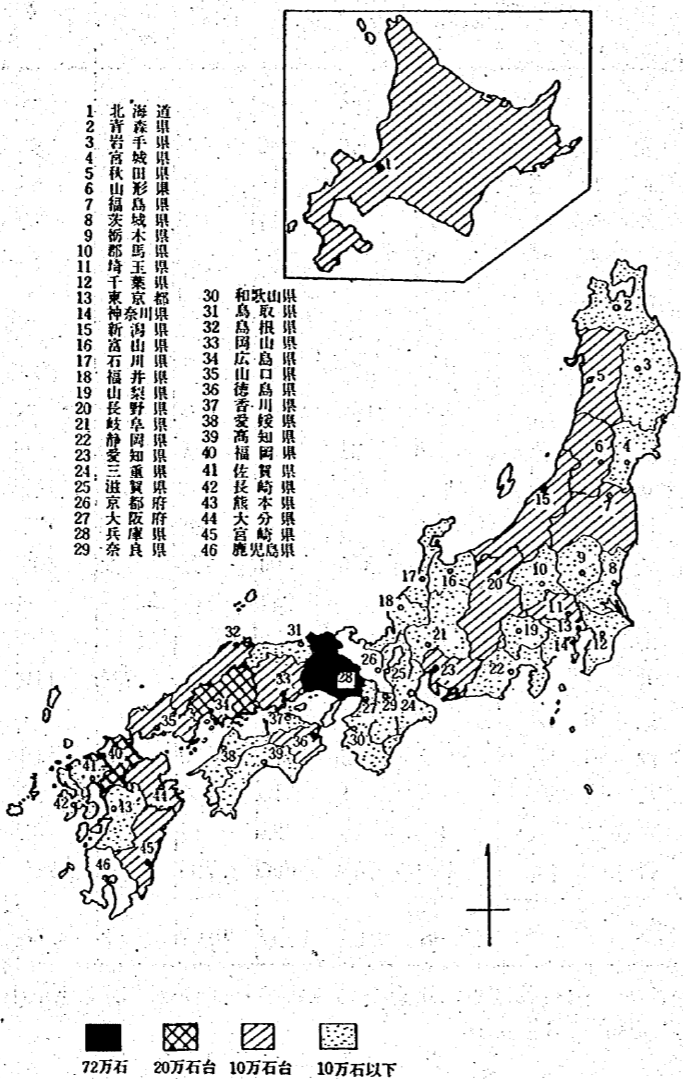
労働者の待遇が雇用主の恩恵的処遇に多く依存していたという点である。それは、被用者の半分が「前年又は前期に雇はれたる関係にて就職」していた事実と、無関係ではない。

四、「酒造労働事情」

四・一 清酒醸造業とその労働者の府県別分布

昭和初期(二年九月)における清酒醸造高の府県別分布は図4・1のとおりである。総醸造高は四八〇万石に達するが、そのうち約(一)は次の五県で生産されている。筆頭は兵庫(七二・四万石)で、以下福岡(二四・二万石)、京都(二一・七万石)、広島(二一・〇万石)、長野(二五・五万石)の順となっている。また従業員総数は六八、〇〇〇人で、そのうち職工が約五八、〇〇〇人、残る一〇、〇〇〇人が事務員、技術者、その他となっている。職工の大部分(五七、五〇〇人)は男子で、女子は七〇〇人余りと無視しうるほどである。このような状態にある労働者「即ち杜氏は古来の慣習に従って冬期百日間の従業なれば現在でも尚杜氏を『百日』と称するのであるが、多くは農家の副業として遠く酒造場迄季節的出稼を行つてゐる」(九頁)。そこで当然、用米用水等の立地条件に依存している醸造場分布と、杜氏出身地分布とは大きく異なる。(この調査「3」では、農商務省「副業的出稼労働力調査」(大正八年)で一〇〇名以上の杜氏のあった二〇府県(後出の表4・1参照)を選定して、昭和二年(酒造年度)における酒造出稼の理由、人員、年齢、経路、収入、組合等について、昭和三年八月府県照会をおこない、また数回の実地踏査をおこな

図4・1 府県別清酒醸造石高分布 (調査「3」, pp.6-8)



つうである。雇用主である醸造業者は、のちにみるとおり、云わば杜氏とその部下を雇用するというのが実情である。頭(代師)は杜氏の補佐役、また麴師(衛門)、配廻り、道具廻しの三役はそれぞれの呼名が示す通りの職能を果すものである。この下に上、中、下人および室子が従っている。四〇〇石造りの場合、その構成は杜氏、頭、麴師、配廻り、道具廻し、上人、中人各一名、および下人、雑役二名程度であったと、報告されている(二三頁)。こういう次第で、かりに二〇歳見当でこの仕事に入ると、二、三年ずつで下人中人、上人を経て三役となるので、五～七年度の修業は最低必要であるから、三役は三〇歳～四〇歳の間にすぎない。

また杜氏は三五歳～五〇歳位の年輩となるのが、ふつうである。なお、職種と呼称等は各杜氏の出身集団ごとにより相違しているうえ、また技術の巧拙も多岐なので、以上はおおよその見当を示すものにすぎない。

* 新潟杜氏では、杜氏、糴屋、配屋、釜屋、仕入方、船頭、桶屋、その他という区別が、一般的なようである。

四・二 出身地、出稼原因および移動状況

たものである。表4・1はその結果得られた酒造労働者の分布一覽である。

表頭は酒造労働者の職種構成を示している。一般に酒造労働者は杜氏と総称され、たとえば丹波杜氏とか、浅口杜氏とか著名な出稼集団を呼んでいる。しかし正確には、杜氏(老曹)とは酒造労働の責任統括者であり、かつ醸造の経験技術者である。若干の酒造労働者は杜氏に従って出稼し、雑役、下働きからはじめて上、中、下の蔵人、...、麴師、頭という階梯を順次昇進して、杜氏に至るのがふ

副業的・季節的労働者の移動

表 4・1 主要府県杜氏出身府県別職種別人数表*

出身府県	職種別										計	比率
	杜氏	頭	麴師	配廻リ	道具廻	上人	中人	下人	雑業	計		
岩手県	225	208	191	146	120	531	385	388	41	2,235	6.61	
愛知県	149	56	140	72	36	186	377	372	207	1,598	4.73	
長野県	18	24	15	12	4	56	58	26	3	216	0.64	
岐阜県	58	2	31	25	5	19	40	35	39	254	0.75	
三重県	26	12	30	33	85	30	40	52	9	317	0.94	
新潟県	775	—	409	463	—	—	—	965	2,948	5,560	16.45	
富山県	35	—	37	—	—	—	—	—	60	132	0.39	
石川県	516	273	421	9	186	274	313	288	216	2,496	7.39	
福井県	206	183	181	134	168	363	373	428	193	2,229	6.60	
京都府	92	81	115	130	150	369	237	308	150	1,632	4.83	
兵庫県	611	595	498	740	660	1,806	1,341	1,034	476	7,761	22.97	
島根県	164	6	132	95	5	351	66	49	38	905	2.68	
岡山県	626	305	494	275	134	435	401	401	771	3,842	11.37	
広島県	347	—	241	159	—	—	—	694	—	1,441	4.26	
山口県	(区分不明)	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,630)	—	
愛媛県	334	8	266	267	234	119	90	111	121	1,550	4.59	
高知県	10	1	6	4	—	7	12	16	1	57	0.17	
福岡県	149	122	131	123	89	118	153	132	152	1,196	3.46	
長崎県	6	1	10	5	—	23	10	10	21	86	0.25	
大分県	39	26	22	17	22	30	19	27	111	313	0.93	
合計	4,386	1,903	3,696	2,709	1,898	4,719	3,915	5,336	5,557	33,792 (36,422)	100.00	
比率	12.98%	5.63%	9.97%	8.02%	5.62%	13.96%	11.59%	15.79%	16.44%	100.00%		

備考 山口県は単に組合員のみに関り区分は不明で比率中に含めてない。

* 調査〔3〕p.14.

上掲の表4・1によれば、杜氏総数三・六五万石の出身地分布はおおまかにみるならば、兵庫を中心とする近畿地方三〇%弱、新潟を中心とする北陸地方三〇%余、岡山を中心とする中四国地方三〇%弱が「主要三大地方」で、他に岩手県(六・六%)、愛知県(四・七%)、福岡県(三・五%)となっている。「而して杜氏の出身地方の斯る部類は又やがて杜氏出身地及家庭の事情の部類となるものである」(二二頁)。

新潟および北陸地方では、「元来人口の増加著しく、耕作反別は狭少にして、而も季候不順の爲め、反当収穫は少ないのである」其の杜氏出稼は必然的原因を、経済事情に有すと云ひ得る(傍点「西川」)。「斯くて男子は杜氏に、女子は女工にと出稼せざるを得ぬ」(二二頁)。

「次に京都及兵庫は古く有名なる灘に就業せる杜氏の八割迄が此の中心附近の出身者であり、就中丹波より来るもの多紀郡にて二、五五人を数へてゐる」この「丹波杜氏は其の技倆を以て鳴るも、勿論古くは気候及経済的原因によりての出稼なりしこと想像に

表 4・2 杜氏出身府県別、主業別、人数表*

出身府県	主業別			計
	農業者	漁業者	商業其他	
岩手県	2,195	19	21	2,235
愛知県	1,576	20	2	1,598
長野県	213	—	3	216
岐阜県	254	—	—	254
三重県	314	2	1	317
新潟県	(不明)	—	—	—
富山県	856	44	3	905
石川県	3,133	437	272	3,842
福井県	(不明)	—	—	—
京都府	(不明)	—	—	—
兵庫県	1,484	39	27	1,550
島根県	(不明)	—	—	—
岡山県	2,143	148	205	2,496
広島県	1,646	537	46	2,229
山口県	1,597	3	33	1,633
愛媛県	57	—	—	57
高知県	1,014	123	32	1,169
福岡県	74	11	—	85
長崎県	286	21	6	313
合計	16,844	1,404	651	18,899
比率	89.13%	7.43%	3.44%	100.00%

* 調査〔3〕pp.24—25.

「斯くて結局出稼者の地元町村は概して其の人口に比し耕地僅少にして農業振はず又漁村に在りても漁場比較的狭隘なるを以て生活不安定な所である。而して酒造労働は冬季中の稼業にして農漁業共に閑散期に当り而も殆んど無資本にして比較的高額の労働を、確実に取得するのである(傍点「西川」)。(二二四頁)。したがって、農家出身者(約九〇%)、次いで漁業出身者(七・四%)となつてゐるのである。表4・2は杜氏の主業構成を府県別にみたものにはかならない。ただし新潟、高山、兵庫、広島、山口等の各県については調査不能であつたので、表4・2のカバレツチは表4・1の(%)に及ばないが、大勢はまず動くまいと、考えられる。

酒造労働者の出身地は右の通りだが、他方醸造所は用水、用米、および交通等によつて左右されて決定され、労働力供給地と需要地との分布にはずれが生ずるから、その間に労働力の(季節的)移動がはじまる。「杜氏の移動は極めて古き問題である」

「古来各地に酒造家が存し各々清酒を自醸してゐたのであらうが用水と用米とに良質なものを豊富に有する土地が必然的に銘酒を醸し出すこととなり、又それには醸造に、其の材料に適応せる特殊の技術を要することゝなつたのは必然的なことである」

副業的・季節的労働者の移動

「難くない」(傍点「西川」)。「然し現在では殆んど酒を本業の如くせるもの多く、又技倆も優秀にして、異動少なく長年勤続するので杜氏は附近に於ける名望家にして其の経済状態も良い」(二三頁)。

岡山の備中杜氏(浅口杜氏)、広島三津杜氏は「共に瀬戸内海に面する沿岸漁村にして北陸地方に反して気候温暖なれ共耕地面積は皆略々同様に少量にして一帯に副業極めて盛なる地にして農家は大概小家庭工業たる紡織をなし又は閻を製造し、果物を栽培してゐる」(二三—二四頁)。

「斯くて醸造場に雇傭せられたる副業農夫が技術を練磨して之に当り、其後次第に慣習的となり、一地方の醸造場は一特定地方の労働者が独占することとなったのである。其後幾多の変遷消長ありと雖も現在にも一地方出身の杜氏の行く先は略々一定してゐる」(四四頁)。たとえば福井県からの酒造出稼は、当初県内各地および滋賀県等の酒造家の米搗、蔵人下働となったことにはじまると云われているし、また備中杜氏の場合は「撰津灘沖に出漁して風浪を避け繫船中、其の地酒造家に雇傭を受け相当の利を収めて帰郷、漁業出稼に比し有利なるを以て爾後毎年之を繰返す(傍点―西川)」(二四頁)と伝えられている。

したがって、南部杜氏の出稼先はすべて東北、北海道、樺太に限られているし、愛知杜氏では県内(七〇%)、岐阜、静岡が大部分を占めている。また兵庫杜氏は京都(灘)、大阪、奈良、三重、福岡杜氏では県内のほかに九州各県および朝鮮にその版図をもっている。一層詳しくみれば、各出身県内でも郡別・町村別に主要出稼先――実は就業先醸造場――がそれぞれ決定しているのであって、このルートはきわめて強いものである。

* 前出「昭和三年中に於ける道府県外出稼者に関する調査概要」によれば、新潟からの男子の県外出稼杜氏は七、三七一名、他に織維七、一三一名、その他工業六、八〇六名、また非工業男子出稼四二、〇二二名となっている。したがって本文中「男子は杜氏に」とあるのは、いわば強勢のための表現にすぎない。

** 後述のとおり、再帰的に同一人が同一事業所に出稼・就職する

を配分し就職先に到るものである(傍点―西川)。(二五頁)。

この場合、「杜氏自ら酒造家と直接の契約をなし頭、麹師以下の蔵人は自由に雇傭する権限を有するので、三役位は前述の如く自己の出身地より撰ぶのが普通である(傍点―西川)。(二五頁)。こうした事情からして(1)の募集、応募方法が、ほかならぬ就業径路の固定化、安定化要因の最たるものなのである。これに対し、(2)はむしろ広域的な流動を促すものと考えられる。

「其の契約は単に旧来の慣例を踏襲するもので、……総て文書に依らず適宜の方法により……何石の酒の醸造と云ふことが現在の所にては契約の内容にして労働時間、休日等は殆んど不問」(二五―二六頁)。

「初めて就職する際は其の第一要件たる技術は県の技師乃至組合員の証明によるのみなれば、結局知人関係を頼む者が多いのは当然であらう(傍点―西川)。(二六頁)。

杜氏組合は他の供給組合と同様に、「雇傭の斡旋」をその事業内容としてはいるが、その内容はむしろ同業組合の性格が強く、杜氏の就業径路を形成する組織体とはみなされない。この点、出稼漁夫や織維女工の供給組合が労働供給機構であったのと、対照的である。杜氏組合の事業目的はむしろ地域内の杜氏の技術向上、共済、表彰といったところにおかれ、「酒造労働者の業務訓練、福利施設の総てが此の中に含ま」(三二頁)れるのである。たとえば、備中杜氏組合では常置の学校を設けているし、三島杜氏組合の講習会では三ヵ年の課程がおかれ、さらに研究科を用意している状態で、杜氏資格

副業的・季節的労働者の移動

ことを意味している。醸造場間を転々とせず、みずからの技術によってその製品に独自の品位を与えるというのが、杜氏にとって基本的な要件であった。

*** 北陸地方でもそうであったように、農村のみならず、これとならんで漁村からの出稼者が多かったことを忘れてはならない。漁家の貧困とならんで、漁業出稼と酒造出稼との選択が漁村からの酒造出稼において、重要なポイントであろう(後出、一〇二頁の備中杜氏に関する引用文参照)。

四・三 就業径路・杜氏組合および賃金

酒造労働者の出稼径路は、きわめて安定的・永続的である。なぜなら、一般にその就業径路は、(1)杜氏、その他先輩知人の紹介、(2)杜氏組合、醸造技師等の斡旋がふつうだが、杜氏についてはすでに触れたとおり、その技術は雇用先の醸造銘柄といわば同義であって、その間の紐帯はまったく慣習的、永続的なのである。しかもこれの技術は「秘伝」的に伝承されるのであるから、後継者達はその就業機会を継承するのが、当然の成りゆきとなる。したがって、酒造労働の場合、他の季節出稼にくらべれば、雇用主間の移動性は相対的に低いものと推察される。かれらの移動は、年々定まった先へ出稼を繰り返すことにはかならない。

「出稼は個々杜氏に引卒せられて、五人乃至十人宛旅立つものにして中には杜氏のみが少し先きに行きて残りの者を呼ぶこともあり、旅費は杜氏は全部の人数に対する責任を帯びて……適宜に之

の詮衡・認定・技術・功勞の表彰などが熱心におこなわれていた。しかもここで注意すべき事実は、組合への加入はきわめて容易で、「組合長に申込み組合員章又は手帳、名簿等の交付をうけ登録されれば良いので」あって(三四頁)、ギルド的な封鎖性は一切認められないし、また完全にオープンな組織体である点であろう。したがってむしろその本来的性格は、酒造労働者の養成、準備機関であったと考えられる。毎年開催される組合の新酒品評会入賞は杜氏にとって、最大の名誉にはかならなかったし、また次年度の就業にとつて、好材料となったことは、云うまでもない。調査(3)によれば、調査対象県の杜氏組合数は、ほぼ七十組合であったと報告されている。

転じてこれら出稼者の賃金(所得)だが、「頭以下の賃金は地方的に見るも個人的に見るも必ずしも大なる差異はない。ただ杜氏については、その技術によって詳細な格付けがおこなわれている。技術次第で造石高が決まるが、これから「半個支舞、一個支舞、一個半支舞等の別を知り得るので、従って略々就業日数を計算し得る」。「大概三百石、四百石位が最も普通の所で此の辺は杜氏以下十人位で作業し得、杜氏は期間四百円位をとる。斯く主任者たる杜氏は「造り放し」何石に対し賃銀幾何と云ふが如く定める方が其の仕事の全部及雇傭人の任免に対し責任を負ふのである。から都合がよい。従って大概此の方法を採っている」(二七頁)。支払は旧正月に一〇―八割を「子測」して支給するのが通例で、これは労働者出身家計における年末「仕払」に應ずるためだと、説明されている。月給制への切りかえは当時不十分であったようであり、蔵人の賃金も杜氏

表 4・4 塚山村・出稼人員および送金額府県別一覧*

年	府県別											計								
	新	潟	群	馬	栃	木	茨	城	神奈川	埼	玉		福	島	千	葉	岐	阜	其	他
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
大正 3 年	27	31	67	47	39	13	29	—	—	28	281	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20.8	67.7	37.5	35.6	27.7	24.2	23.3	—	—	—	32.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 年	29	38	72	54	43	19	31	12	—	26	324	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27.2	39.4	36.7	31.8	35.7	23.9	36.3	27.9	—	3.0	31.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 年	29	39	78	53	42	22	49	10	—	23	345	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	26.9	48.5	33.7	37.6	39.0	18.3	26.4	33.1	—	21.0	33.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 年	27	49	81	55	45	26	52	6	—	12	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	26.2	39.6	39.3	38.8	43.9	35.8	40.1	66.7	—	35.8	39.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 年	48	66	91	42	39	33	47	12	10	15	403	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	39.8	42.7	43.8	45.7	45.6	49.8	51.1	55.7	1	36.8	43.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 年	35	65	65	46	56	28	49	14	10	12	383	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	64.0	70.2	81.6	76.6	61.1	72.8	86.1	69.2	83.6	71.8	73.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9 年	34	53	105	37	43	36	70	3	17	11	409	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	64.0	159.8	135.8	109.5	128.5	119.7	136.3	120.0	175.3	5.5	126.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 年	34	49	122	37	52	31	59	4	17	9	404	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	124.2	120.2	142.3	99.9	120.6	97.9	113.6	126.3	82.8	24.9	119.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11 年	25	64	119	34	48	26	68	9	10	11	414	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	158.5	138.8	151.6	144.3	110.6	132.9	136.8	34.4	152.5	24.5	137.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12 年	23	62	110	46	42	23	68	15	6	10	405	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	39.1	142.3	157.8	131.9	170.8	230.7	82.6	14.7	190.0	63.0	131.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13 年	25	65	96	43	35	37	58	13	3	23	398	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	71.2	152.4	202.5	130.7	42.4	234.1	105.3	—	266.7	58.5	136.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14 年	23	57	118	48	32	38	61	16	5	8	406	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	80.7	154.2	157.3	109.1	212.0	156.0	110.1	65.9	194.0	64.4	138.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和 元年	17	63	92	28	35	42	48	15	6	3	349	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	166.6	131.5	76.8	222.0	177.1	122.2	60.2	66.7	2720.0	152.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 年	16	64	79	23	48	46	43	13	7	5	339	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21.9	138.5	136.0	72.8	185.2	121.4	128.7	22.3	122.1	409.0	132.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 調査〔3〕 pp. 128-129.

副業的・季節的労働者の移動

最後に、新潟県における杜氏出稼の中心地と目される三島郡塚山村、岩塚村、寺泊村に関する報告を摘記して、この「副業的・季節的」出稼労働についての資料のむすびとしよう。これらの事例は、「酒造出稼は勿論古来よりの伝統的技術作業なれば旧慣によること大なりと雖も、経済的な原因を数ふること極めて大なるものがある」（九〇頁）ことを、教えてくれるであろう。「岩塚及塚山附近の酒造出稼は明治以前既に関東方面に二十名より五十名迄の出稼者を示し、交通完備せざる時は冬時三國峠を越ゆることを得ざるが故に海岸を柏崎迄出で直江津より信州路に出でて行くことあり、又は清水より六日町へ山越するものもあつた」（九二頁）。両村の総戸数一〇〇三戸のうち、出稼者総数は塚山村三三九名、岩塚村四七一一名で、「農家主業者の八割迄は冬季杜氏に出づる」（九二頁）状態であつて、この原因は第一に積雪による耕作不

表 4・3 出身府県別杜氏収益表*

地元	府県名	職種別	一人一日当		一週間ノ普		地元	府県名	職種別	一人一日当		一週間ノ普	
			収益額普通		通収益額					収益額普通		通収益額	
			県内	県外	県内	県外				県内	県外	県内	県外
岩手	杜氏	1.60	2.00	300	600	兵庫	杜氏	3.00	—	300	—		
	蔵人	80	90	100	135		蔵人	1.20	—	120	—		
愛知	杜氏	—	2.00	—	350	島根	杜氏	2.30	2.30	360	360		
	蔵人	—	80	—	100		蔵人	1.20	1.50	160	135		
長野	杜氏	—	1.50	—	150	岡山	杜氏	3.00	3.50	350	350		
	蔵人	—	1.00	—	100		蔵人	1.50	1.50	150	180		
岐阜	杜氏	2.50	2.50	300	300	広島	杜氏	—	—	—	450		
	蔵人	1.40	1.30	168	156		蔵人	—	70	—	120		
三重	杜氏	2.00	2.00	300	250	山口	杜氏	—	—	—	—		
	蔵人	1.00	1.50	150	195		蔵人	—	—	—	—		
新潟	杜氏	—	—	—	315	愛媛	杜氏	3.00	2.60	400	350		
	蔵人	—	—	—	150		蔵人	1.30	1.50	150	150		
富山	杜氏	—	—	—	—	高知	杜氏	—	—	200	300		
	蔵人	—	—	—	—		蔵人	1.20	1.20	100	120		
石川	杜氏	2.50	2.50	400	400	福岡	杜氏	3.50	4.00	500	550		
	蔵人	1.00	1.00	150	160		蔵人	2.00	3.50	250	300		
福井	杜氏	2.00	2.85	200	252	長崎	杜氏	—	2.50	—	300		
	蔵人	1.25	1.30	92.5	147		蔵人	—	1.50	—	125		
京都府	杜氏	3.00	3.00	500	380	大分	杜氏	2.80	3.00	600	400		
	蔵人	1.30	1.10	130	140		蔵人	1.30	1.20	100	80		

* 調査〔3〕 pp. 29-31.

の自由裁量によって——而も仕事の終了後、其の就業状態を顧慮して——決定されるなど、「不合理」な点が少くない。日給みて蔵人の賃金は（平均すると）杜氏の半分以下で、大体一・〇〇〜一・五〇円見当である。ただし所得額でみれば、この格差はさらに開いている（後掲表4・3参照）。なお以上はいわば現金給与であつて、食事・住居は実物給与の形をとつていたが、「酒は自由になる外草鞋銭と称して最も繁忙なる十二月及一月に二円以下五十銭位迄を支給し、更に三月下旬より四月にかけての火入中十二、三日間一様に二円位の割増しをなすのが普通である」（二八―二九頁）。賞与は一樣でないが、帰国時に杜氏五〇円、その他二〇〜三〇円が支給されている。

結局杜氏の収益は寄宿舎及食料を支給される他の業務が庫を出ることなく、休日も少ないので支給金額は殆んど全額貯蓄し得、而も給与は少額でないので農閑期の出稼業務としては最も有利なものなのである（二九頁）。

さきの出稼漁夫所得にくらべてみれば、蔵人にあつてはやや低いが、杜氏所得も北洋漁業出稼の所得を超えていない。したがつて「全額貯蓄」で「最も有利な」出稼という判断は支持しかねる。

* 結局、総じてみれば先輩、知己といった縁故をたどつての応募・就業、募集・採用が決定的な径路となつてゐる。

四・四 杜氏出稼の事例

最後に、新潟県における杜氏出稼の中心地と目される三島郡塚山村、岩塚村、寺泊村に関する報告を摘記して、この「副業的・季節的」出稼労働についての資料のむすびとしよう。これらの事例は、「酒造出稼は勿論古来よりの伝統的技術作業なれば旧慣によること大なりと雖も、経済的な原因を数ふること極めて大なるものがある」（九〇頁）ことを、教えてくれるであろう。「岩塚及塚山附近の酒造出稼は明治以前既に関東方面に二十名より五十名迄の出稼者を示し、交通完備せざる時は冬時三國峠を越ゆることを得ざるが故に海岸を柏崎迄出で直江津より信州路に出でて行くことあり、又は清水より六日町へ山越するものもあつた」（九二頁）。両村の総戸数一〇〇三戸のうち、出稼者総数は塚山村三三九名、岩塚村四七一一名で、「農家主業者の八割迄は冬季杜氏に出づる」（九二頁）状態であつて、この原因は第一に積雪による耕作不

能、第二に農地の狭隘（農家一戸当り田四一五反、畑三一四・五反）にもとづく、貧困であった。

貧困は戸数二六〇戸の漁村寺泊においても、四〇〇名の杜氏出稼を輩出している。ここでは、「四月中旬酒屋より帰へり来るや五、六月迄北海に出漁して鱈をとり、五月の節句頃より屋根葺の出張の出稼に出づるもの五、六十名を数へ、残り一〇〇戸位は純粹の漁業に従事し他は農家及土方の日傭労働となつてゐる」（九七頁）。「斯くて漁業に於ける大資本による発動機船の発達と共に旧来の小漁夫は定着性を失ひて賃銀労働者となりて移動生活に移らざるを得ざることとなるのである」（九七頁）。

岩塚村の報告によれば、「本村の生産は、（一）農耕による米作収入 十四万円、（二）養蚕による繭収入 十四万円、（三）出稼収入 十万円、酒造出稼者 六万円、女工出稼者 四万円以上の三にして収入相匹敵し一村の経済を維持しつゝあり故に酒造出稼の消長を直ちに以て一村の盛衰に關すると云ふべく経済的に重要な位置にあり、したがって「本村としては今後益々之が発達を企途するの外なし」（九五―九六頁）。

前頁の表4・4は塚山村の出稼者数とその送金額の時系列資料である。昭和二年現在で一人当り送金額は一三二・一円となつてゐるが、これは出稼者「稼高の全額を送金し家郷の経済を補助しおれり」（二三〇頁）ことを示している。「是に於て出稼の意味は愈々重大なるのである」（二三〇頁）「杜氏出稼者は唯に人数上より見て重大なる意味を有するのみならず、又農村経済上の死活問題たるこ

とを明言し得る」「出稼者の重要性は単に副業的意味を有するのみならずを知る」（九五頁）。

* この送金額は、「同村信用組合ニ振替貯金トシテ送金シタル金額ノミニシテ此ノ外郵便爲替又ハ個人持帰リシタル金額モ亦最近ノ状況ヨリ見ル時ハ毎年五千円ヲ降ラサルヘシ」（二三〇頁）新潟県下平均の杜氏収入の平均は一五三円なので、これにくらべると本文のとおり全額送金との推測が成り立つわけである。

（労働事情調査「襍攻」その三）

余白に

長男一人を残して——それでもまだ食へなかつた——女は工場の女工に、次男も三男も何処かへ出て働かなければならぬ。鍋で豆を煮るやうに、余つた人間はドンドン土地からハネ飛ばされて、市に流れ出てきた。彼等（秋田、青森、岩手から来た「百姓の漁夫」）はみんな「金を残して」内地に帰ることを考へてゐる。

—小林多喜二「蟹工船」—

十一月の穫入れがすむと、九谷育三は、白髪のイガ栗頭を振って、留吉の家へ出発の用意をするよう知らせにきた。留吉は杜氏の口が見つかつたのも、みなこの育三の世話によつていたし、働きのよしんを得たのも、いつてみれば間接的にはこの育三の世話で越後の杜氏仲間と知りあうようになったからである。育三には感謝していた。年輩者でもあつたから、いつも素直に、留吉は育三にしたがつて京へ出かけた。

—水上勉「越後つづいし親不知」—

書評

日本労働組合総評議会編

『総評十年史』

飯田 鼎

戦後日本の労働組合運動をふりかえつてみると、日本労働組合総評議会、いわゆる総評の果たした偉大な役割を何人も否定することはできないであろう。第二次世界大戦後、天皇制軍国主義の崩壊と民主主義革命の嵐、戦争の惨ましい傷痕、破壊的な悪性インフレーション、勤労大衆の生活の絶對的窮乏化のなかで、労働組合運動は、日本の歴史上はじめて遅ましい足どりで前進を開始した。しかしながら、世界の歴史上、珍らしいほどの異常な発展を示した日本の労働運動は、実はひとつには、勤労者が敗戦による反動的支配体制の崩壊と生活の危機からやむにやまれず立ち上つたという下からの自然発生的な運動の側面と、これと裏腹の關係において、それは、当時の戦勝者、占領者——あるいはむしろ征服者といった方があたるかもしれない——の政策として上から与えられるという側面をもつていたことも見逃しえない。実はここに日本の戦後の労働運動のもつ大きな特徴があつた。

すなわちひとたび占領者の政策が、何らかの理由により変更された場合には、いまままで既得権として考えられていたものも瞬時にし

て奪われ、労働者階級の運動そのものが重大な危機におとしいられるものであることは、戦後日本労働組合運動がわれわれに与えたいたましい教訓であつた。その意味では戦後日本の労働者階級にあつたえたるものも、権利は、日々新たに闘いとならなければならなかつたのであり、手放しで容易に享受しうると思はずぐさま失われていく性質のものであつた。権利とはまさしく闘いのなかでこそ獲ちえられ、しかも擁護されるものなのである。日本労働組合総評議会の闘いの歴史は、われわれをして真にこのことを痛感せしめずにはおかない。

総評編纂による本書は、岡崎三郎、岡十男両氏によつて執筆されたといわれるが、七〇頁以上に及ぶ大冊であり、たんに総評の歴史であるだけでなく、戦後日本の労働組合運動史にかんする重要な史料ともいふべきものを含んでおり、平明な叙述は読む者を倦怠せしめない。つぎのような内容から成つてゐる。

第一篇 総評結成の背景、一、総同盟の結成、二、産別會議の結成、三、社会党と共産党、四、統一闘争の第一波、五、二・一闘争、六、全労連の結成、七、片山社会党首班内閣、八、組合民主化運動の発足、九、全官公の大闘争、一〇、政令二〇一号の波紋、一一、全労會議準備会発足前後、一二、補給金廃止と行政整理、一三、民同の主導権。

第二篇 総評の発足、一、総評結成の準備、二、総評発足前後の情勢、三、総評結成準備大会、四、総評第二回結成大会、五、総評第一回結成大会、六、朝鮮戦争とレッド・パージ、七、組織の整